

第2部 平成22年度における子ども・子育て支援策の具体的実施状況

第1章 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

第1節 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

1. 子育てを社会全体で支える

1) 子ども手当

2010（平成22）年度において、中学校修了前までの子ども一人につき、月額1万3千円の子ども手当をその父母等に支給することを内容とする、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」が2010年3月に成立、同年4月1日に施行された。

また、「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が2011（平成23）年3月に成立し、同年4月～9月までの6か月間についても、これまでと同じ月額1万3千円の子ども手当が引き続き支給されることとなった。

2. 子どもの学びを支援する

1) 高校の実質無償化

公立高等学校に対しては授業料を不徴収とするとともに、私立高等学校等については新たな支援制度を導入することを内容とする法律が2010（平成22）年3月31日に成立し、同年4月1日に施行された。

2) 奨学金の充実等

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業では、毎年充実を図ってきており、2010（平成22）年度においては、無利子奨学金と有利子奨学金をあわせた事業全体で、対前年度比3万5千人増の118万人の学生等に対して奨学金を貸与するための事業費を計上した。このほか、各大学等が実施する授業料減免等への支援を通じて、教育費負担の軽減を図っている。

また、幼稚園においては、「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、文部科学省がその所要経費の一部を補助しており、2010年度は、低所得者への給付の重点化を図った。

3) 学校の教育環境の整備

2008（平成20）年3月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領を、2009（平成21）年3月に高等学校・特別支援学校学習指導要領などの改訂を行った。新学習指導要領では、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをねらいとして、授業時数の増や指導内容の改善を図っており、2011（平成23）年4月から、小学校において新学習指導要領が全面実施となっている。

また、教職員の配置については、2005（平成17）年度までに7次にわたる計画的な教職員定数の改善を行ってきたところである。2011年度においては、公立小学校1年生について35人以下学級を実現することとし、2011年度予算において2,300人の教職員定数の増が盛り込まれる

とともに、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が2011年4月に成立し、公布されたところである。

第2節 意欲を持って就業と自立に向かえるように

1. 若者の自立した生活と就労に向けた支援に取り組む

1) 非正規雇用対策の推進

非正規労働者の集中する地域に「非正規労働者総合支援センター」を、全国の主要なハローワークに「非正規労働者総合支援コーナー」を設置し、求職者のニーズや能力等に応じて、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、生活相談等を実施する。

また、派遣労働者の雇用の安定を図るため、登録型派遣、製造業務派遣の原則禁止等を盛り込んだ労働者派遣法改正案を2010（平成22）年4月に提出し、継続審議となっているところである。

2008（平成20）年に施行された改正短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「改正パートタイム労働法」という。）に基づく行政指導等を実施するとともに、パートタイム労働者の均衡待遇の確保等に取り組む事業主等に対する相談・支援、短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給等を行っている。なお、同助成金については、2011（平成23）年4月から、中小企業雇用安定化奨励金と整理・結合して、新たに均衡待遇・正社員化推進奨励金を創設し、有期契約労働者とパートタイム労働者の均衡待遇の確保、正社員への転換を一体的に推進している。

2) 若者の就労支援

(1) 学校段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成・就職支援策

ア. 初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進

中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（2011（平成23）年1月31日）を踏まえて、「キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議」を開催している。同協力者会議においては、キャリア教育に関して外部人材を導入するに当たっての学校・教育委員会における態勢づくりや活用方策、職場体験・インターンシップの効果的な活用等、キャリア教育を推進するための教育委員会等における組織・態勢の在り方などについて検討を行っていくこととしている。

イ. 高等教育段階におけるキャリア教育の推進

社会で共通して求められる基礎的な能力（社会人基礎力）の育成を推進する観点から、2010（平成22）年度は、過去3か年に全国のモデル大学において開発された、ゼミ・研究室等の教育活動を通して体系的に社会人基礎力の育成・評価を実施するプログラムをより多くの大学に普及させるための「社会人基礎力育成事例研究セミナー」を全国7都市にて開催した。

ウ. 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方の検討

文部科学省では、2008（平成20）年12月、今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について、中央教育審議会に対して諮問し、2011年1月に「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」が取りまとめられた。

答申では、人々の生涯にわたるキャリア形成を支援する観点から、次の3つの基本的方向性に沿った具体的な方策が提言されている。

【基本的方向性】

- ・ 幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進
- ・ 実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価
- ・ 生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援（生涯学習機会の充実、中途退学者などの支援）

(2) 就職経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備

ア. フリーター等の就労支援の推進

(ア) ハローワークにおけるフリーター等正規雇用化支援

ハローワークにおいて、広くフリーター等に対し、支援対象者一人ひとりの課題に応じて、正規雇用化に向け、一貫したきめ細かな支援を実施している。

(イ) 若年者等トライアル雇用等の活用

職業経験、技能、知識の不足等により就職が困難な若年者等について、一定期間（原則3か月）試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用を図る「若年者トライアル雇用事業」（1人4万円、最大3か月）等を実施している。

(ウ) ジョブ・カード制度の推進

ジョブ・カード制度は、フリーター等の正社員経験の少ない方を対象に、きめ細かなキャリア・コンサルティングや、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果や職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめることにより、正社員としての就職へと導く制度であり、これまでの累計で、ジョブ・カード取得者数は約38.6万人（2010年12月末）、職業訓練受講者数は約12万人（2010年12月末）となっている。

イ. 就労が困難な若者に対する職業的自立支援の推進

地方自治体との協働により地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置（2010年度：100か所）し、状況に応じた専門的な相談などの就労支援を行っている。

(3) 若年者に対する技能啓発の推進

公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設及び工業高校等において技能を習得中の20歳以下の若者に対して技能レベルを競い合う場として若年者ものづくり競技大会を実施している。また、工業高校や職業訓練校等で技能を学ぶ学生や訓練生等を対象として、若年技能者の人材育成を目的とした3級技能検定を実施するなど、若年労働者の技能離れの防止や技能労働者の定着化に努めている。

(4) 若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）の整備

地方公共団体と産業界、学校等の連携の下、若者に対するカウンセリングから研修等までの一連の就職支援サービスを提供する「若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）」を都道府県が設置している。

全国46都道府県（90か所）（2010年4月現在）にジョブカフェが設置されており、うち40都道府県において、都道府県からの要望に応じてハローワークを併設している。

3) 子ども・若者育成支援推進法に基づく支援

「子ども・若者育成支援推進法」が2009（平成21）年7月に成立し、2010（平成22）年4月1日より施行され、教育、福祉、雇用等各関連分野における施策の総合的推進とともに、ニート、ひきこもり等困難を抱える子ども・若者への支援を行うために地域の関係機関等が連携して支援するためのネットワークづくりを推進している。

第3節 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

1. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める

1) 妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防、人工妊娠中絶などに関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取れることを目的として実施されており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。

また、小学校、中学校、高等学校において、発達の段階を踏まえ、関連の深い教科を中心に、家庭・家族の役割への理解を深める教育がなされている。

2) 乳幼児とふれあう機会の提供

保育所、児童館や保健センターなどの公的施設等を活用して、主に、中学生及び高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進している。

3) 学校・家庭・地域における取組の推進

小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

家庭や地域における取組としては、夫婦で共同して子育てをすることの大切さや命の大切さなどについて、保護者が理解を深められるよう、地域が主体的に実施する家庭教育に関する取組を支援している。

4) 「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進

社会全体における理解と広がりをもった取組を促進するため、「家族の日」、「家族の週間」を中心として、啓発事業を実施し、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族・地域の大切さの再認識を図っている。

5) 家族形成に関する調査・研究等

2010（平成22）年度において、「少子化社会に関する国際意識調査」や「結婚・家族形成に関する調査」などを行った。後者の調査においては、20代・30代の未婚者と既婚者を対象にしたインターネットによる意識調査を行った。さらに、全国の地方自治体やNPO・団体で実施している結婚支援事業について、アンケート調査を行うとともに、地域おこしなどほかの団体の参考になるような先進的事例についてのヒアリング調査を行い事例集を取りまとめ、これらを広く情報提供し、結婚支援に着手しようとしている地方自治体等を支援することとしている。

2. 学びや体験を通じ豊かな人間性を育成する

1) 地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備

(1) 地域の教育力の向上に向けた取組

ア 学校支援地域本部事業

地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援し、地域全体で子どもを育てる体制づくりを行う学校支援地域本部事業を実施している。

イ 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「放課後子ども教室推進事業」を実施している。

(2) 家庭の教育力の向上に向けた取組

すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育支援チームの組織化や地域人材の養成、学校を始めとした多くの親が集まる様々な場を活用した学習機会の提供など、社会全体の協働による地域の主体的かつ持続可能な取組への支援を実施しており、地域住民、学校、行政、NPO、企業等との協働による、地域における家庭教育支援の活性化を図るため、地域や企業等が実践する効果的な取組事例等を活用した研究協議を行い、全国的な啓発を行った。

2) 消費者教育等の推進

消費者庁と文部科学省が連携を図りながら、消費者教育推進会議を開催するとともに、消費者教育ポータルサイトによる、消費者教育用教材の提供、新学習指導要領を反映した消費者教育用教材等の作成・配布、効果的な教育手法についての調査研究等を行っており、今後も、新たな消費者基本計画（2010（平成22）年3月30日閣議決定）や新学習指導要領などを踏まえ、学校・家庭・地域における消費者教育を推進することとしている。

3) 地域や学校における体験活動

(1) 地域における体験活動の推進

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「放課後子ども教室推進事業」を実施している。

また、「青少年体験活動総合プラン」を実施し、自然体験活動の指導者養成に取り組むと

ともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進している。

(2) 学校における体験活動の推進

小学校においては、「豊かな体験活動推進事業」を実施し、児童の豊かな人間性や社会性を育むため、学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援している。

4) 文化・芸術活動

(1) 学校における文化活動の推進

子どもたちが、学校において、文化芸術団体や芸術家による舞台芸術公演を鑑賞し、ワークショップ等を体験することを通じて、子どもたちの豊かな感性や発想力を育む取組を推進している（2010（平成22）年度実施公演数：1,582公演、講師派遣か所数：1,301か所）。

(2) 伝統文化こども教室

子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供した（2010年度採択事業数：4,870事業）。

5) 自然とのふれあいの場

国立公園等において、子どもたちに自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指導・協力の下、自然の中でのマナーの習得、自然環境の再生保全活動などを行う機会を提供した。

また、地方公共団体や企業等との連携の下、子どもたちが環境保全活動・環境学習を行うことを支援する「こどもエコクラブ事業」を推進し、自然観察や水質調査などの環境学習やリサイクル活動などの環境保全活動に参加する機会を提供した。

6) 農林水産業の体験や、都市と農山漁村との交流体験

総務省、文部科学省、農林水産省が連携し、小学生が農山漁村において、農林漁家への宿泊や農林漁業体験などの宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進している。

7) 子どもの遊び場の確保（公園、水辺、森林）

都市公園については、歩いていける範囲の公園の整備や、各種運動施設や遊戯施設等を有する総合的な公園などの整備を推進している。

身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺での活動に必要な機材（ライフジャケット等）の貸出しや学習プログラムの紹介など、水辺での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等（水辺の楽校プロジェクト：2009（平成21）年度末279か所登録）をはじめとする『『子どもの水辺』再発見プロジェクト』（2009年度末285か所登録）を実施している。